

10 自殺予告

初期対応のポイント

- ① 冷静に内容を把握し、マニュアルに従って対応する。
- ② 寄せられた情報を分析し、迅速にその内容が事実かどうか確認する。
- ③ 管理職の指示のもと関係機関と連携をとりながら、命に関わる重大事象として学校全体の問題ととらえ、全教職員が組織的に対応する。
- ④ 当該児童生徒の安全確保を最優先させ、所在不明時には、警察等とも連携し、発見に全力を尽くす。
- ⑤ 当該児童生徒が発見された場合又は最悪の事態が発生した場合、冷静にその対応に全力を注ぐ。

対応の手順

電話や手紙・メールなど

迅速冷静な初期対応

- ・ 予告内容を分析し、迅速に関連する情報を収集しながら対応チームを立ち上げる。また、会話や返信が可能な場合は、早まった行動に出ないよう相手を粘り強く説得する。

関係機関への連絡と連携

- ・ 緊急を要する場合は、直ちに教育委員会と警察署へ連絡し、連携をとりながら対応する。

全教職員で対応

- ・ 緊急職員会議を開き、全職員に関係する情報と対応策を示し、共通理解を図る。
- ・ 教職員は、すぐにそれぞれが担当する任務を遂行する。

P T A 役員との連携

- ・ P T A 役員に連絡を取り、状況と学校の対応について理解を求める。

マスコミ対応

- ・ マスコミ対応については、窓口を1本化する。

留意点

- ・ 当該児童生徒の安全確保を最優先に対応する。

ネット上の書き込みなど

迅速冷静な初期対応

- ・ 予告内容を分析し、迅速に関連情報を収集しながら対応チームを立ち上げる。また、児童生徒の所在が不明の場合は、警察と連携し、※「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」に沿って対応し、予告してきた児童生徒を特定し、早まった行動に出ないよう粘り強く説得する。

関係機関への連絡と連携

- ・ 直ちに教育委員会と警察署へ連絡し、連携しながら対応する。

全教職員で対応

- ・ 緊急職員会議を開き、全職員に関係者の情報と対応策を示し、共通理解を図る。
- ・ 全職員は、すぐにそれぞれが担当する任務を遂行する。

P T A 役員との連携

- ・ P T A 役員に連絡を取り、状況と学校の対応について理解を求める。

マスコミ対応

- ・ マスコミ対応については、窓口を1本化する。

留意点

- ・ 専門家やプロバイダ等の協力も視野に入れ対応する。

初期対応後の役割

教職員への情報提供及び対応策の共通理解

全教職員で対応

- ・ 随時、新しく入手した情報を全教職員に伝え、共通理解を図る。
- ・ 管理職を中心に、変化する対応策をわかりやすく全教職員に伝える。
- ・ 捜索が必要な場合は、捜索活動に協力・参加する。
- ・ 当該児童生徒の保護者へは、学級担任を中心に対応する。
- ・ 新しいメールや書き込みがないか、常にチェックする。

自殺予告者への対応

当該児童生徒

- ・ 当該児童生徒が特定できている場合は、関係機関と連携しながら本人の安全確保に全力を注ぎ、様々な手段を使って、本人への呼びかけを継続して行う。
- ・ 当該児童生徒が特定できない場合は、対象と考えられる全ての児童生徒に命の大切さ等を訴えられる集会や学級活動及び家庭訪問等を実施し、事象発生の予防に取り組む。

留意点

- ・ 当該児童生徒が特定できていない状況での対応は、より慎重かつ冷静な行動が要求される。

全児童生徒に対する対応

安全確保

- ・ 迅速に全児童生徒の所在及び安全確認に取り組む。

心の診断とケア

- ・ 不安を抱える児童生徒がいないかアンケート調査等を実施する。

保護者・P T A 役員への対応

協力依頼

- ・保護者やP T A 役員への説明や協力依頼が必要な場合は、緊急の保護者会やP T A 役員会を開く。
- ・特に、当該児童生徒が特定できない場合や特定できても所在不明の場合は、保護者やP T A 役員と連携し、適切な対応を進める。

関係機関との連携

専門家や警察等との連携

- ・教育委員会や警察及びその他関係機関と連携し、常に綿密な連絡を取り合いながら事象の解決に取り組む。
- ・インターネット上の書き込み等に関連して、対応に専門的な知識や技術が必要な場合は、専門家やプロバイダ等に協力を依頼する。

自殺予告者を保護した場合の対応

- ・まずは当該児童生徒が無事であったことの喜びを本人に伝え、傷ついた心を和ませることに努める。
- ・当該児童生徒を責めるのではなく、寄り添いながら心のケアに努める。
- ・スクールカウンセラー等を活用しながら当該児童生徒の立ち直りの手助けをする。
- ・当該児童生徒の保護者との連携を密にし、校外外において随時本人の様子を見守る。
- ・様々な関係機関と連携し、当該児童生徒の立ち直りと事象の再発防止に取り組む。

最悪の事態が発生した場合の対応

- ・警察及び関係機関と連携し、迅速に情報収集や対応策の作成に取り組む。
- ・緊急職員会議を開き、全教職員に情報の共通理解を図る。
- ・P T A 役員と保護者に事象の報告と今後の対応策を示し、理解を求める。
- ・マスコミ対応の窓口を1本化する。
- ・児童生徒には、緊急の全校集会と学級会で事象を説明し、命の大切さについて指導する。
- ・直ちに、児童生徒の心の状態を知ることのできるアンケート調査等を実施する。
- ・スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアに努める。
- ・様々な関係機関と連携し、事象の再発防止に全力で取り組む。

再発防止に向けた取組

教職員の研修や対応

研修

- ・事象の原因をしっかりと分析し、全教職員がそのことを教訓とできる研修を定期的実施する。

点検

- ・定期的に教職員が互いの担当学級の児童生徒だけでなく、全校児童生徒の心の状況や行動を点検できるような学校作りを行う。

児童生徒への指導

心の診断とケア

- ・命の大切さや生きる喜びを体感できるような学級活動や集会を定期的実施し、児童生徒の強い心を育てる。
- ・児童生徒の心の状態を知ることのできるアンケート調査等を定期的実施し、心の状況をチェックする。

保護者・P T A 役員との連携

協力体制の確立

- ・児童生徒の大切な命を守るための取組の紹介や様々な場面での協力依頼を学級懇談会やP T A 役員会の中で継続的にする。

関係機関との連携

地域住民や専門家及び関係機関との連携

- ・地域や専門家及び関係機関に児童生徒の見守りや様々な情報提供をお願いし、連携を深め、地域ぐるみで児童生徒の健全育成に取り組む。

※ 総務省や(株)テレコムサービス協会のホームページから参照可